

秋田県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成27年5月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雄風荘南沢	横手市雄物川町今宿字末館（次の図のとおり）	土石流
坂ノ下沢	横手市雄物川町大沢字坂ノ下及び壇ノ沢（次の図のとおり）	土石流
北金峰下沢	横手市雄物川町大沢字岩ノ沢、大持沢、上法寺及び長持（次の図のとおり）	土石流
南金峰沢	横手市雄物川町大沢字長持（次の図のとおり）	土石流
極楽寺沢	横手市大森町上溝字極楽寺（次の図のとおり）	土石流
ヒロコ沢	横手市大森町上溝字極楽寺及び同市雄物川町二井山字細越（次の図のとおり）	土石流
堂田沢	横手市大森町上溝字堂田及び横沢（次の図のとおり）	土石流
北白山下沢	横手市大森町上溝字小詰沢及び白山下（次の図のとおり）	土石流
南白山下沢	横手市大森町上溝字い岩清水、岩瀬及び小詰沢（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。